

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

人事委員会規則 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

### 人事委員会規則

人事委員会規則 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月七日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則  
規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。  
別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「部長」を「部長 森林技監」に改め、同

表教育庁(本庁)の項中

幼児・養護教育課、義務教育課及び高校教育課において教職員の人事及び服務の事務を担当する主幹及び副主幹	を	を 育 幼
義務教育課において教職員の給与の事務を担当する主幹、副主幹及び主査		

児・養護教育課、義務教育課及び高校教育課において教職員の人事及び服務の事務

に改める。

担当する主幹及び副主幹

別表第二知事の事務部局(地方機関) 県税事務所の項中「主幹」を「課長 班長(秋田県税事務所を除く。)」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 秋田県立大学の項中「学部長」を「学部長 研究科長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 健康福祉センターの項中「支所長」を「総務企画課長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 福祉事務所の項中「次長」を削り、同表知事の事務部局(地方機関) 保健所の項中「所長 次長 支所長」を「所長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 太平療育園の項、脳血管研究センターの項及びリハビリテーション・精神医療センターの項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 総合生活文化会館の項中「管理・調整班の」を削り、同表知事の事務部局(地方機関) 総合農林事務所の項中「次長 出張所長」を「出張所長 総務班の班長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 地域農業改良普及センターの項中「次長」を削り、同表知事の事務部局(地方機関) 農業研修センターの項中「所長」を「所長 総務班の班長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 北海道事務所の項中「所長」を「所長 班長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 福岡事務所の項中「上席主幹」を削り、同表知事の事務部局(地方機関) 企業支援センターの項中「所長」を「所長 企業専門監」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 建設事務所(東京事務所)の項中「総務課長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関) 芋川災害復旧事務所の項中「総務班」を「総務・用地班」に改め、同表の備考1中「次長」(東京事務所、自治研修所、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業技術センター及び高度技術研究所の次長を除く。)、 「主幹」を「課長」(県税事務所の課長に限る。)、 「班長」(県税事務所の班長に限る。))に改め、同表の備考2中「管理・調整班」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄